

長崎県耐震改修促進計画（案）資料編

＜ 目 次 ＞

資料1	関係法令	24
	建築物の耐震改修の促進に関する法律・施行令（抜粋）	
	建築基準法（抜粋）	
資料2	特定既存耐震不適格建築物一覧	35
資料3	長崎県の地震被害予測（長崎県地震防災アセスメント抜粋）	37
資料4	法第5条第3項第1号に基づく大地震時にその利用を確保することが 公益上必要な建築物	46
資料5	法第5条第3項第3号に基づく沿道の建築物の耐震化を図ることが 必要な道路	47

資料1 関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第百二十三号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

- 第七条** 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

- 第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命すべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

- 第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

- 第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一條 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるとときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）抜粋

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

- 第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。
- 一 診療所
 - 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
 - 三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
 - 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
 - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
 - 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
 - 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
 - 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
 - 九 火葬場
 - 十 汚物処理場
 - 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場 その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車 運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第ハ十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業 の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画 において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省 令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

- 第三条** 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。
- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち 最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
 - 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号 に該当する増築又は改築の工事
 - 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

- 第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
 - 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、ハメートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超えるか、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、ニメートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

- 第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及

び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に關し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第六条** 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第七条** 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第八条** 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

- 第二条** 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。口において同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
- ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
- ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
- ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

- 第三条** 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。
- 一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの
 - 二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの
- 3 國土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

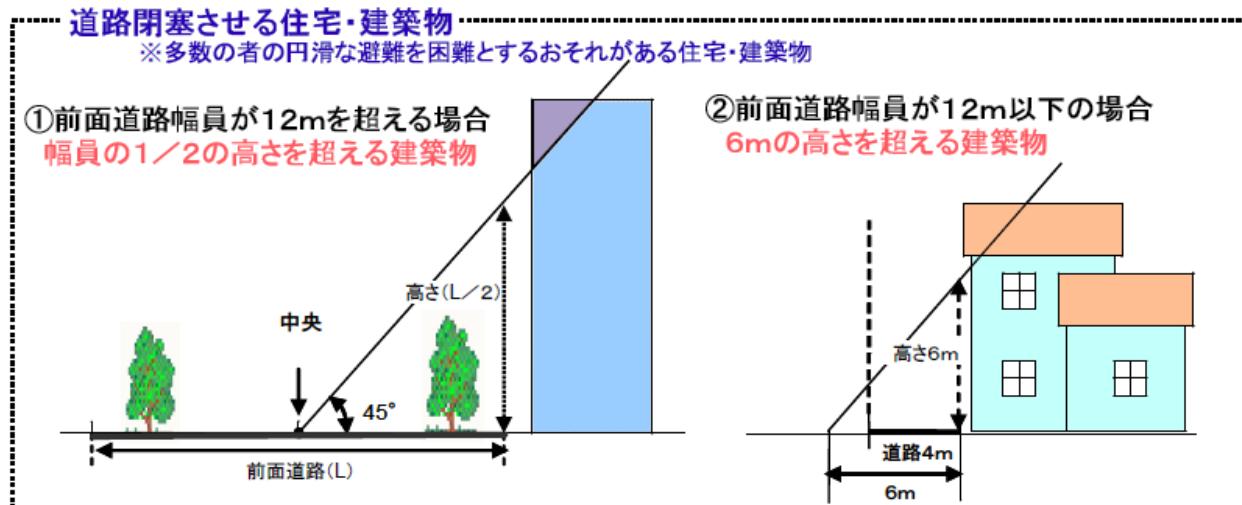
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

資料2 特定既存耐震不適格建築物一覧

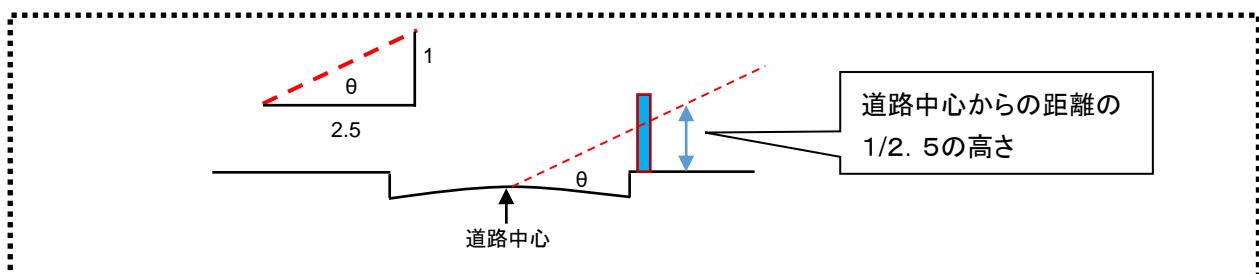
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	5,000m ² 以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物で以下のもの ・前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）※1 ・前面道路に面する長さが25mを超える、前面道路幅員の1/2.5超の組積造の塀で建物に附属するもの※2	左と同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物で以下のもの ・前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） ・前面道路に面する長さが25mを超える、前面道路幅員の1/2.5超の組積造の塀で建物に附属するもの
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの

（赤枠内）多数の者が利用する建築物

※1 避難路沿道建築物のイメージ



※2 避難路沿道建築物（組積造の壙）のイメージ



資料3 長崎県の地震被害予測

長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成18年3月）より抜粋
(<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/preparation/001/assessment/>にて閲覧できます)

(1) 想定活断層による震度予測

長崎県地震発生想定検討委員会により検討された長崎県内に被害を及ぼす地震の震源として想定する活断層を、表-2.1.1 に示す。これらの想定地震による震度分布は、それぞれの断層の震源と県内の地盤をモデル化して、統計的グリーン関数法及び地盤の非線形性を考慮した応答計算を用いて算出した。地盤モデル、地震動予測手法については別項に述べている（6. 地盤モデル、7. 強震動の予測手法の項を参照）。

図-2.1.1～2.1.9 に震源として想定した活断層による地震の震度分布を示した。なお、平成14～16年度の長崎県雲仙活断層群調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯が同時に活動すること（以下「南縁連動」と呼ぶ）は検討されていないが、可能性は否定できないので、本調査においては、防災上の観点から震度予測を行った。

震度が6弱以上となるのは、雲仙地溝北縁断層帯による地震では雲仙市、諫早市、島原市、南島原市、長崎市と大村市の各市であり、南縁連動による地震では雲仙市、諫早市、島原市、南島原市、長崎市と大村市の各市のほか時津町、長与町であり、地盤の軟弱な場所で一部震度7が長崎市と諫早市の境界付近に現れる。また、島原沖断層群による地震では島原市、橘湾西部断層帯による地震では長崎市、大村－諫早北西付近断層帯による地震では大村市、諫早市、長崎市、雲仙市の各市と時津町、長与町及び東彼杵町に震度6弱以上が現れる。

なお、県外の断層による地震では、県内の活断層に比べて影響は少ないものの、布田川・日奈久断層帯（熊本県）の地震により島原市で震度6弱が予測される。

表-2.1.1 震源として想定する活断層

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層群	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村－諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層系（福岡県）	7.2	26

2. 震度予測

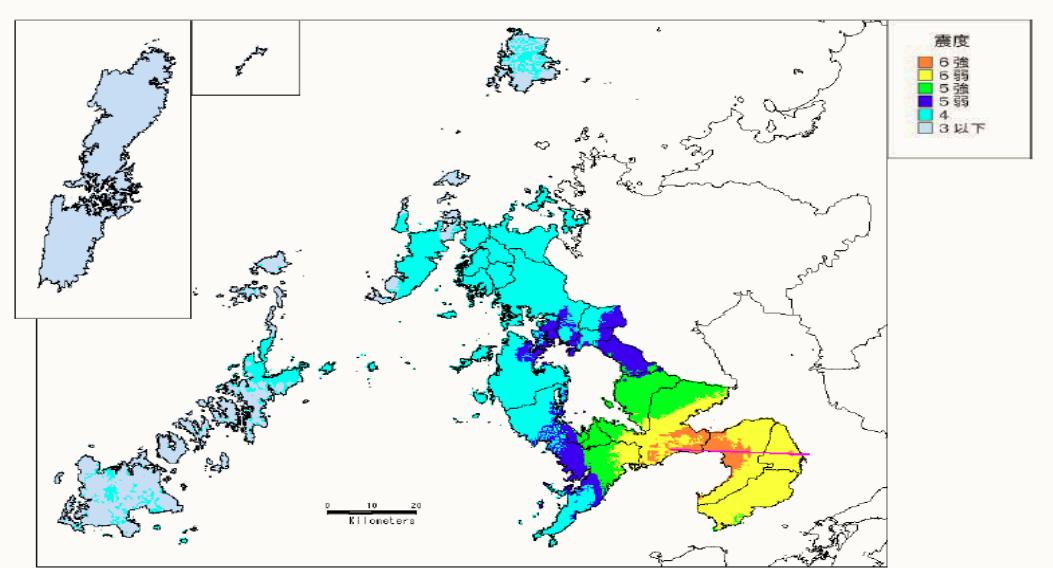


図-2.1.1 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）

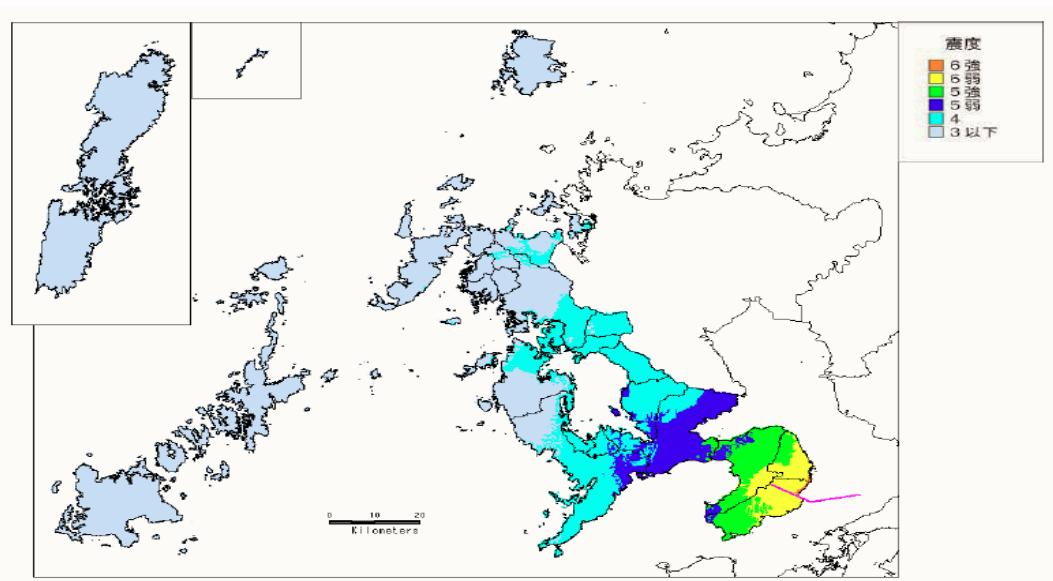


図-2.1.3 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）

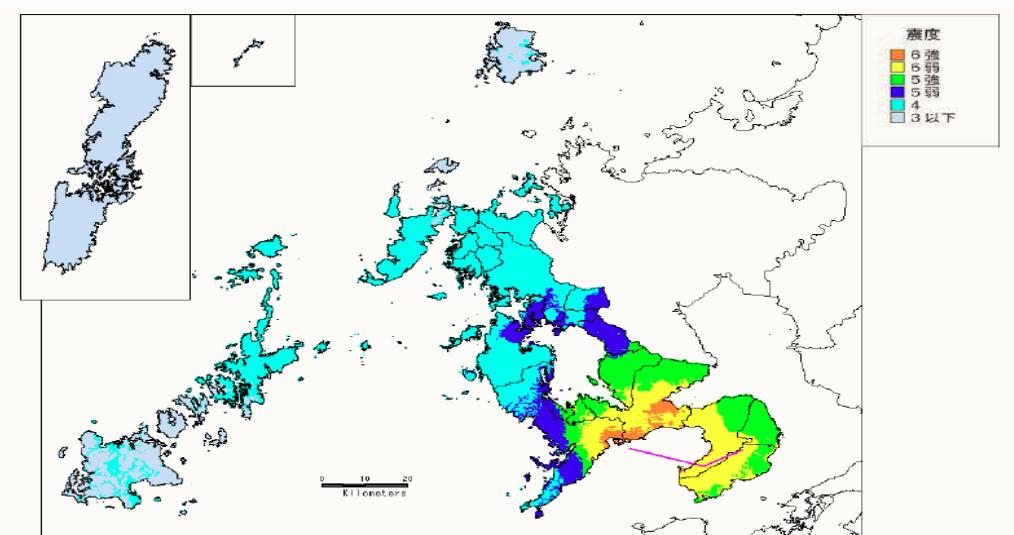


図-2.1.4 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）

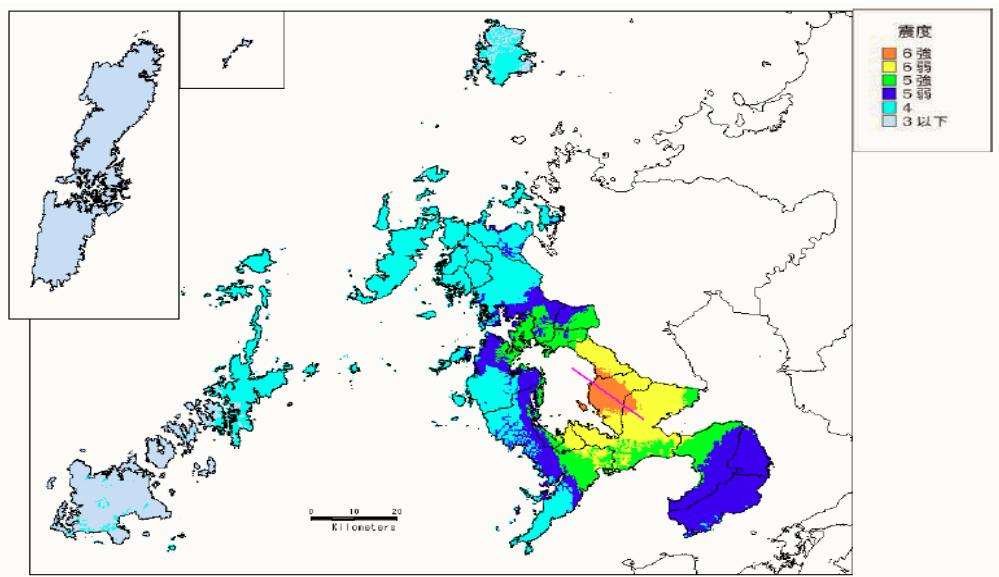


図-2.1.7 地表における推計震度分布（震源：大村－諫早北西付近断層帶）

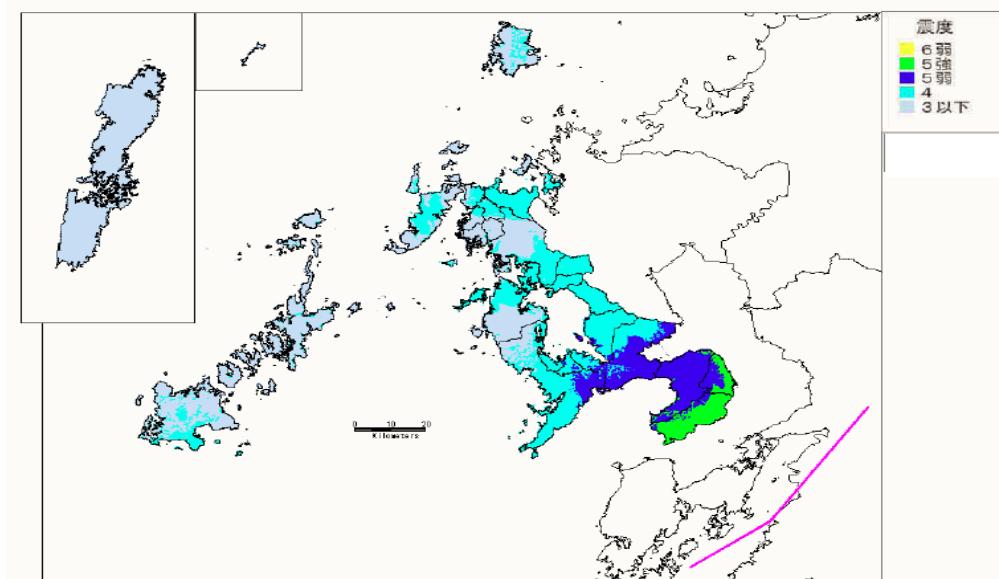


図-2.1.8 地表における推計震度分布（震源：熊本県布田川・日奈久断層帶）

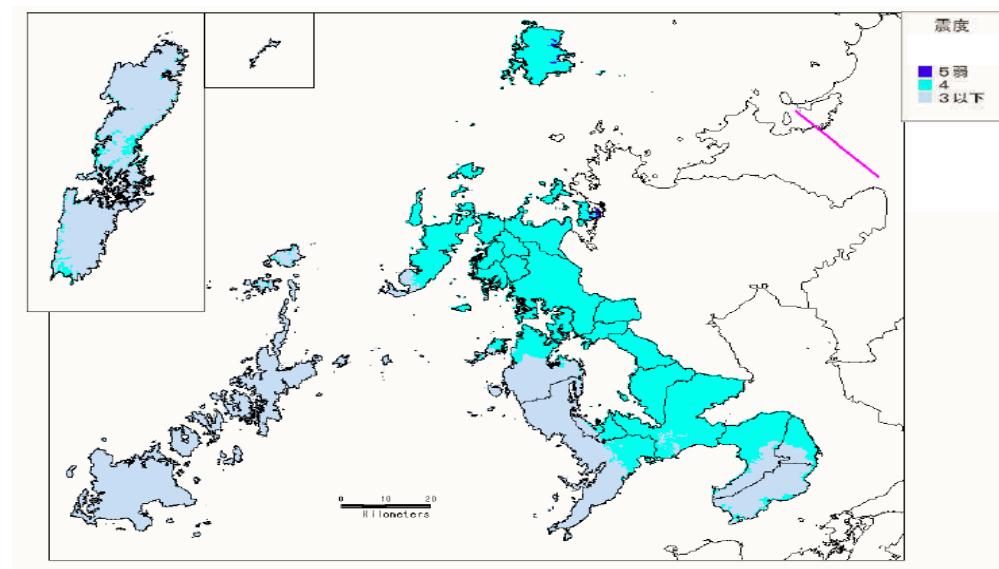


図-2.1.9 地表における推計震度分布（震源：福岡県警固断層系）

被害予測

想定活断層における地震が発生したことを想定して下記の項目について被害予測を行った。

- ・液状化危険度予測
- ・斜面崩壊等被害予測
- ・建物被害予測
- ・火災被害予測
- ・人的被害予測
- ・ライフライン被害予測
- ・交通施設被害予測
- ・津波被害予測

火災等予測、人的被害予測は、次の2つのケースについて行っている。

- ① 夏 早朝5時：出火率は低いが、ほとんどの住民が就眠中で、自宅に存在するケース
- ② 冬 夕方18時：出火率が最も高い時期で、火災が大きくなると想定されるケース

なお、以下の被害予測においては、各種の仮定を置いて予測したものであり、予測した被害の数値はあくまでも目安としてのものである（8. 被害予測の手法を参照）。

1. 地盤の液状化

液状化は、強い地震の揺れで緩い砂地盤が変状して、建物だけでなくライフライン施設（主に埋設管）、交通施設に大きな影響を与える現象である。液状化危険度はPL値による判定を行っており、その判定区分は表-3.1.1に示すように5区分で示しており、それぞれ表-3.1.2のような状況になることが想定される。

表-3.1.1 液状化危険度判定区分とPL値の範囲

PL値の範囲	15<PL	5<PL≤15	0<PL≤5	PL=0	なし
液状化危険度判定	<きわめて高い>	<高い>	<低い>	<かなり低い>	<判定対象外>
	液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。	重要な構造物に対しては、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。	特に重要な構造物に対しては、より詳細な調査が必要。	液状化に関する詳細な調査は不要。	液状化する土層が表層にはほとんどない。
液状化による影響	建物や埋設管に大きな被害が発生する。	建物や埋設管に被害が発生することがある。	影響はほとんどない。	影響はない。	影響はない。

岩崎ら（1980）に加筆

表-3.1.2 液状化危険度判定区分ごとの様子

液状化危険度		液状化の発生の程度	付近の様子
きわめて高い		きわめて多い	地面の亀裂などから砂や泥水が大量に噴き出す。場所によっては数分間以上も続き、建物や橋が傾いたり、道路が陥没したり、マンホールが浮き上がることもある。浸水の被害も起きる。
高い		多い	地面の亀裂などから砂や泥水が大量に噴き出す。場所によっては数分間以上も続き、水がたまることもある。家がすこし傾くこともある。
低い		少ない	地面の亀裂などから砂や泥水が噴き出すことがある。場所によっては水がたまることもある。
かなり低い		ほとんどない	液状化はほとんど起きない。
ない		ない	液状化は起きない。

液状化予測マップ

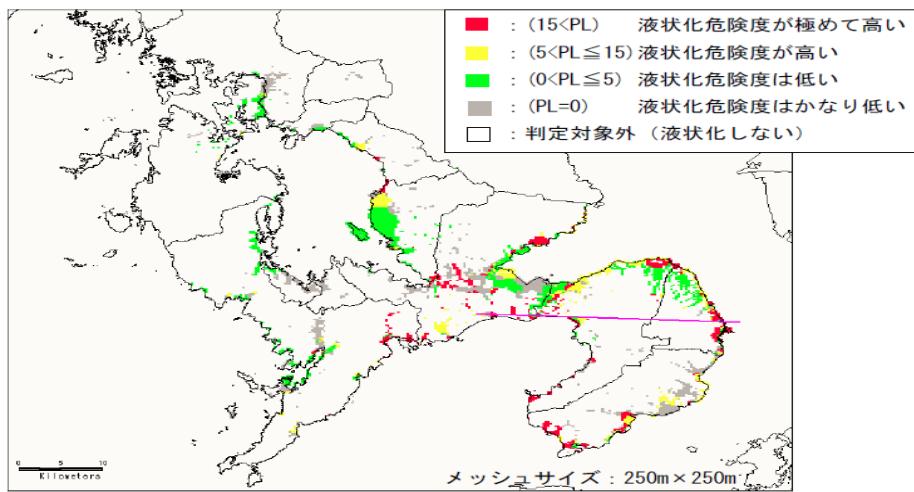


図-3.1.1 液状化危険度の分布（雲仙地溝北縁断層帯）

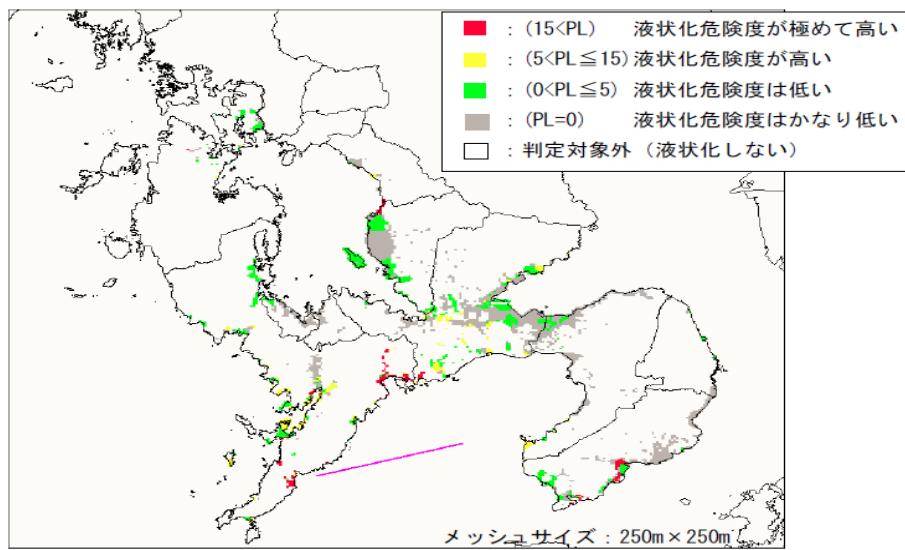


図-3.1.2 液状化危険度（橘湾西部断層帯）

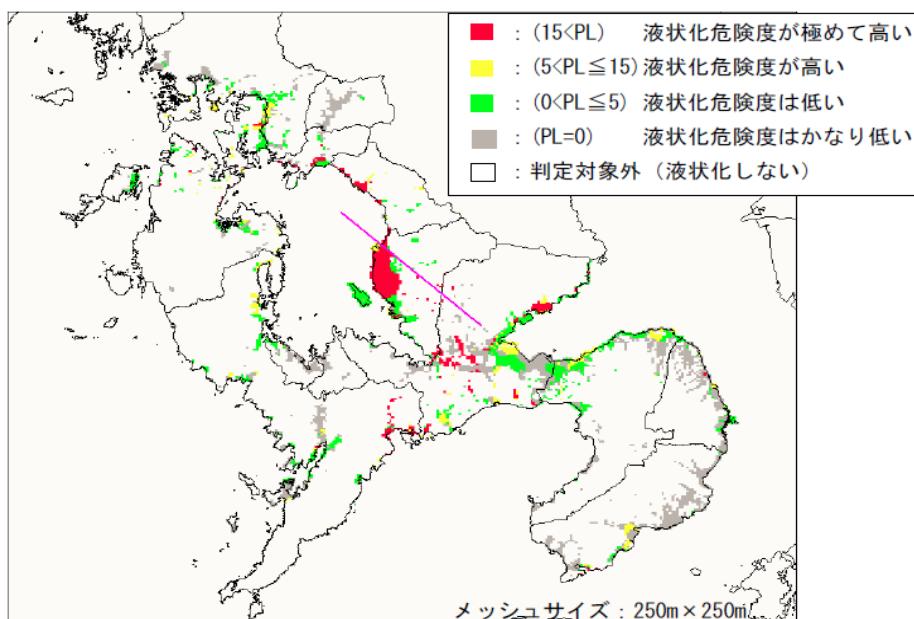


図-3.1.3 液状化危険度（大村-諫早北西付近断層帯）

2. 建物被害予測

地震による死者の大半を左右し、住環境に支障をもたらす建物被害に関しては、木造・非木造それぞれの建物について、揺れ、液状化、斜面崩壊等、火災及び津波による被害を予測した。ただし、斜面崩壊等による建物被害、火災による建物焼失、津波による建物被害については、それぞれの項目で別途示している。

想定地震での揺れによる建物被害は、兵庫県南部地震などの過去の地震の事例にもとづいて、建物の構造（木造、非木造）、階数と年代を要素として、大破棟数、中破棟数などの被害を算出する方法をとっている。液状化による建物被害については、過去の事例から建物基礎の違いと液状化による面積率を考慮した方法とし、これらの被害は重複しないようにしている。

想定した県内の活断層による建物被害のうち、揺れによる大破棟数、液状化による大破棟数及び前述の斜面崩壊等による大破棟数をまとめて、表-3.3.1に示した。これによると、揺れによる被害は、液状化による被害及び斜面崩壊等による被害より圧倒的に多く（橘湾西部断層帯を震源とする場合を除く）、総被害数の多寡は、ほぼ揺れによる被害数で決まっている。また、液状化による被害よりも斜面崩壊等による被害が多く、長崎県の都市の広がり方を反映したものとなっている。

表-3.3.1 建物の大破棟数（揺れ、液状化、斜面崩壊等による）

被害要因	揺れ	液状化	斜面崩壊等	合計	全棟数
雲仙地溝北縁断層帯	18,705	239	361	19,305	654,296
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	33,389	290	583	34,262	
島原沖断層群	1,476	32	10	1,518	
橘湾西部断層帯	298	76	178	552	
大村一諫早北西付近断層帯	5,421	247	254	5,922	

表-3.3.2 建物の耐震化による大破棟数の比較

被害要因	揺れ	揺れ (対策後※)	対策による 減少率 (%)
雲仙地溝北縁断層帯	18,705	7,054	62
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	33,389	15,365	54
島原沖断層群	1,476	329	78
橘湾西部断層帯	298	51	82
大村一諫早北西付近 断層帯	5,421	2,512	54

1980年以前の建物について、1981年以降の耐震対策を行った建物の被害率を当てはめて計算した。

最新の耐震対策による被害の減少率は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

建物被害マップ

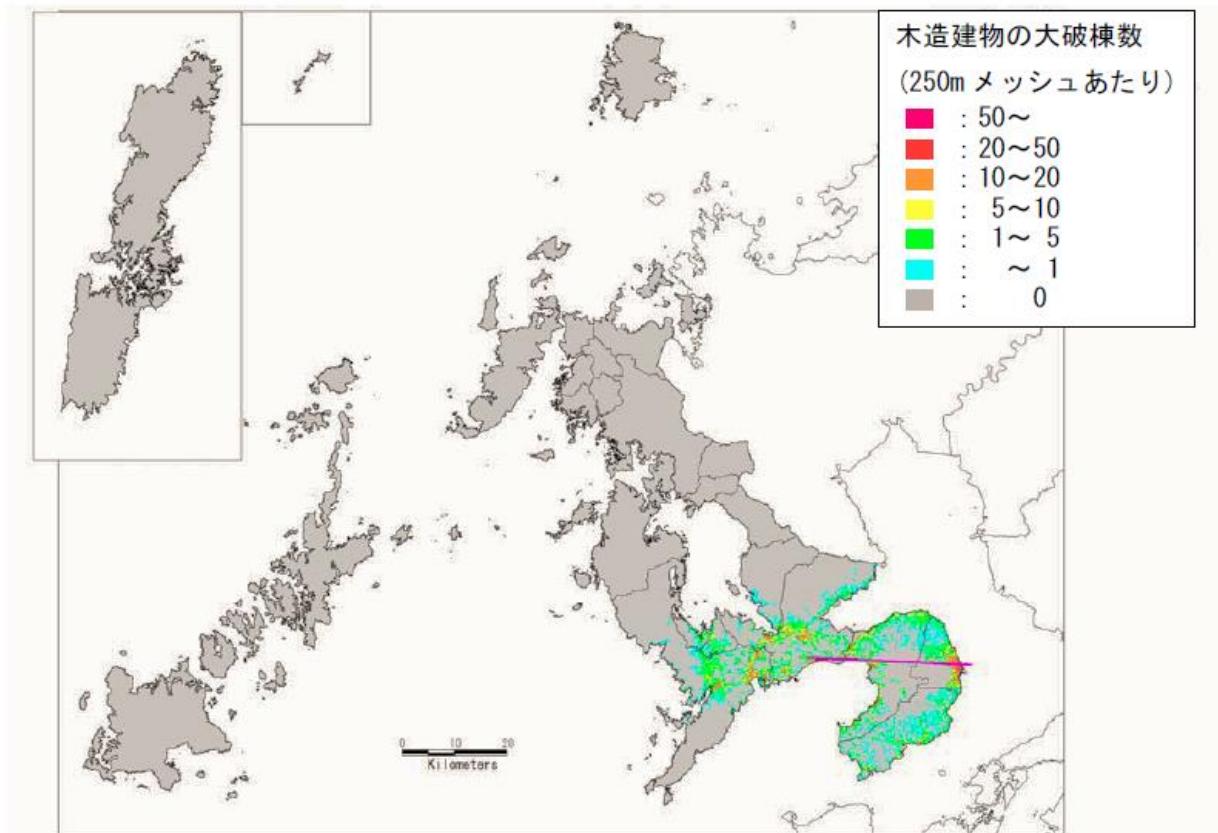


図-3.3.1 搖れによる木造建物大破棟数分布（雲仙地溝北縁断層帯）

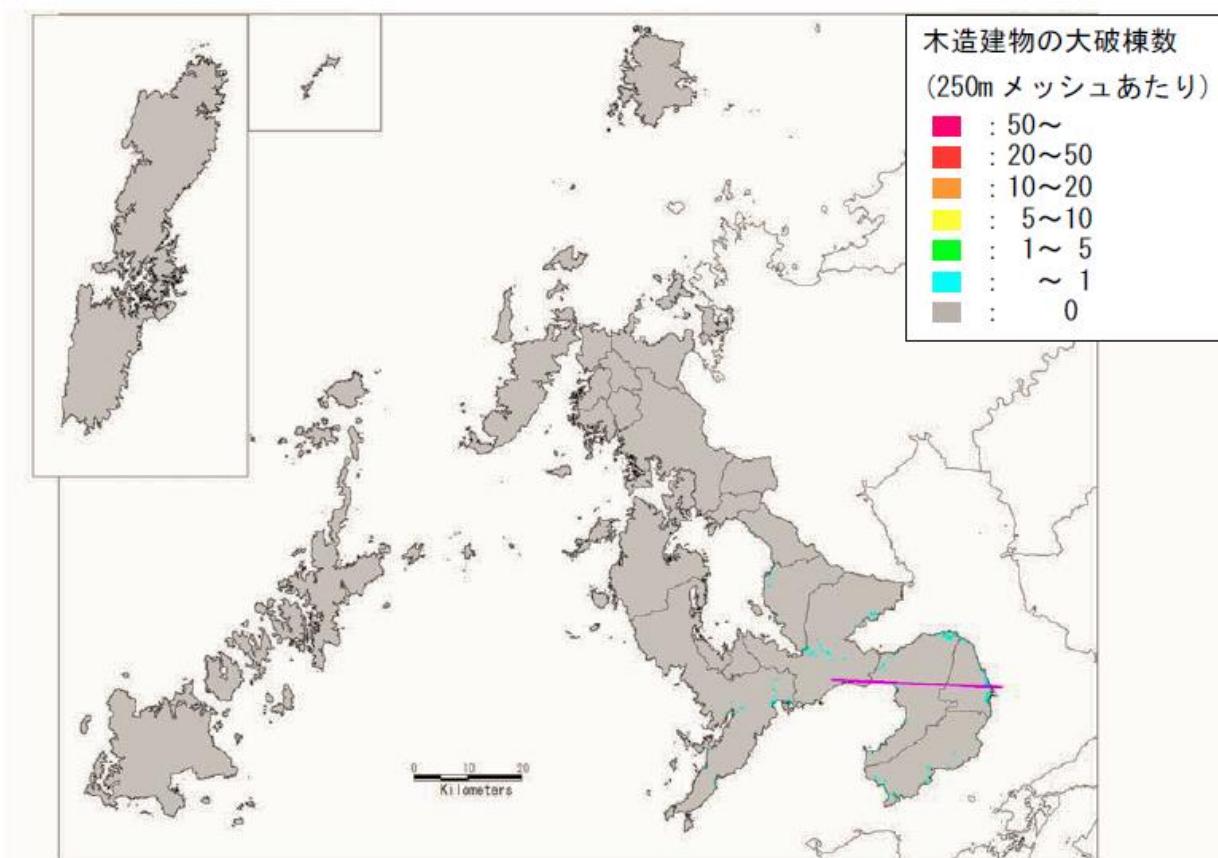


図-3.3.2 液状化による木造建物大破棟数分布（雲仙地溝北縁断層帯）

3. 人的被害予測

本項では想定地震による建物の倒壊（揺れ及び斜面崩壊等）と地震火災による人的被害数として、死者、重傷者、負傷者及び要救出者と避難者を予測した。ここで、避難者としては、避難所に集まる人数を短期避難者数とし、仮設住宅などが必要となる長期にわたる避難者数を長期避難者数として予測している。

死者数、重傷者数、負傷者数については、各想定地震によるものを一覧として、表-3.5.1～表-3.5.3に示した。また、図-3.5.1～図-3.5.9には、県内の3つの活断層（雲仙地溝北縁断層帯、橘湾西部断層帯、大村一諫早北西付近断層帯）による地震での、死者数、重傷者と負傷者数の予測分布を示した。

揺れによる死者や負傷者などの人的な被害は、木造建物の大破棟数の多い場所、すなわち雲仙地溝北縁断層帯の地震における島原市の市街地や、大村一諫早北西付近断層帯の地震における大村市の市街地において多くなっている。加えて、長崎市や諫早市の人口密度の高いところで多い。斜面崩壊等による被害については、長崎市内などで急斜面に住家の多いことを反映して、長崎市に震源が近い橘湾西部断層帯において相対的に死者数が多くなっている。

また、短期及び長期避難者数の予測については、表-3.5.4に各想定地震による総計を示した。

建物の耐震化によって建物の大破数が減少することに伴い、建物倒壊による死者も減少することが期待できる。表-3.5.5に、古い建物を耐震性の高い新しい建物に置き換えて想定し、耐震化を図ることによってどの程度揺れによる死者数が減少するか検討した結果を示す。建物の耐震化によって、死者数が6割から9割減少することがわかる。

表-3.5.1 死者数の総計

想定地震の震源活断層	死者(人)					総人口 1,495,963
	揺れ	斜面	火災		計	
			夏5時	冬18時	(夏5時)	
雲仙地溝北縁断層帯	773	178	137	207	1,088	
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	1,689	312	149	234	2,150	
島原沖断層群	25	3	8	15	36	
橘湾西部断層帯	14	110	3	42	127	
大村一諫早北西付近断層帯	238	153	33	52	424	

表-3.5.5 耐震化による人的被害(死者数)の軽減効果

想定地震の震源活断層	現状	耐震化対策後 (※)	対策による 減少率 (%)	全人口
雲仙地溝北縁断層帯	773	263	66	
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	1,689	757	55	
島原沖断層群	25	2	92	
橘湾西部断層帯	14	1	93	
大村一諫早北西付近断層帯	238	75	68	1,495,963

1980年以前の建物についても、1981年以降の建物の過去の被害率により計算した。

最新の耐震対策による効果は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

人的被害マップ

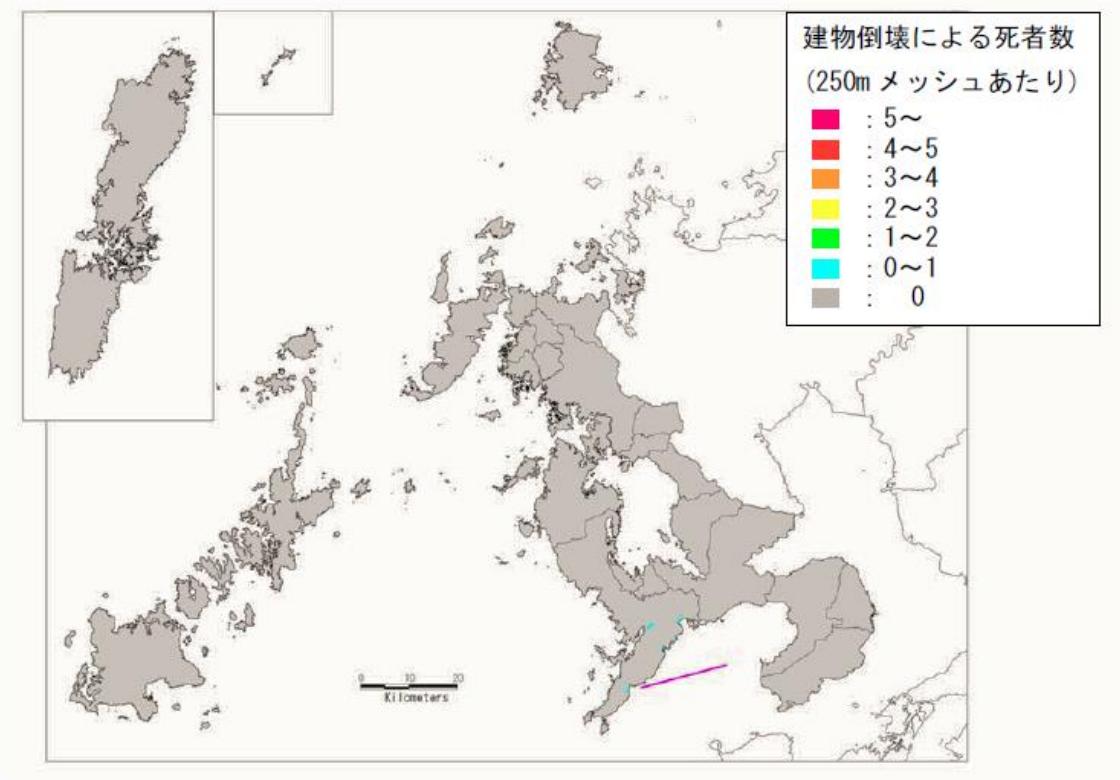


図-3.5.4 建物倒壊による死者数分布（橘湾西部断層帯）

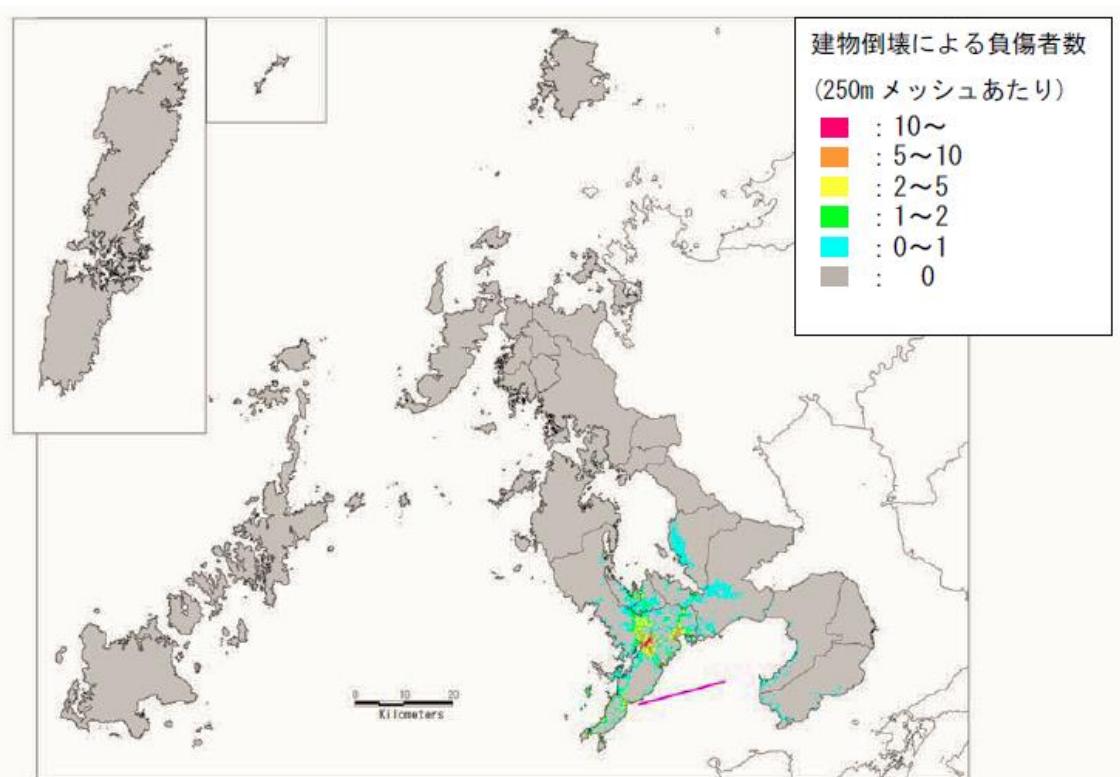


図-3.5.6 建物倒壊による負傷者数分布（橘湾西部断層帯）

資料4 法第5条第3項第1号に基づく大地震時にその利用を確保することが公益上必要な建築物

第3章（4）により、要安全確認計画記載建築物として指定している建築物は以下の通り。指定後に除却や建替えが完了しているものも含む。

所在地	建築物名称	大地震時の用途
<平成29年2月指定分>		
長崎市	長崎市役所本庁舎	官公署
大村市	大村市役所本庁舎	官公署
松浦市	松浦市役所本庁舎	官公署
対馬市	対馬市役所	官公署
壱岐市	壱岐市役所郷ノ浦庁舎	官公署
東彼杵町	東彼杵町役場	官公署
川棚町	川棚町役場本館【建替え済】	官公署
波佐見町	波佐見町役場	官公署
佐々町	佐々町役場	官公署
島原市	島原市役所 本館【建替え済】	官公署
島原市	島原市役所 新館【除却済】	官公署
松浦市	松浦市役所福島支所	官公署
松浦市	鷹島支所庁舎	官公署
壱岐市	壱岐市役所勝本庁舎	官公署
壱岐市	壱岐市役所芦辺庁舎	官公署
壱岐市	壱岐市役所石田庁舎	官公署
五島市	五島市役所本庁舎本館【建替え済】	官公署
五島市	五島市役所富江支所庁舎本館	官公署
五島市	五島市役所三井楽支所庁舎本館	官公署
五島市	五島市役所岐宿支所庁舎本館	官公署
五島市	五島市役所奈留支所庁舎【建替え済】	官公署
雲仙市	雲仙市役所瑞穂総合支所【建替え済】	官公署
雲仙市	雲仙市役所小浜総合支所	官公署
雲仙市	千々石老人福祉センター橘荘	避難所（令第2条第22号）
雲仙市	瑞穂体育館	避難所（令第2条第22号）
雲仙市	小浜体育館	避難所（令第2条第22号）
南島原市	南島原市有家庁舎	官公署
<令和4年11月指定分>		
五島市	岐宿町公民館山内分館	避難所（令第2条第22号）
五島市	久賀島地区公民館	避難所（令第2条第22号）
<令和8年4月指定分>		
今後、第3章（4）指定要件②に基づき抽出した建築物所有者に対して、耐震改修促進法に基づき意見聴取を実施予定。		

資料5 法第5条第3項第3号に基づく沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

緊急輸送道路ネットワーク（1次）			
道路種別	道路名称	延長	DID区間延長
国土開発幹線自動車道路等	九州横断自動車道 長崎大分線	46.8	1.3
一般国道	34号	72.8	18.4
一般国道	35号	17.6	9.2
一般国道	57号	63.9	2.2
一般国道	202号	87.6	9.8
一般国道	204号	66.7	4.2
一般国道	205号	23.3	0.4
一般国道	206号	54.7	10.2
一般国道	207号	23.5	4.6
一般国道	251号	71.4	4.8
一般国道	324号	5.2	2.5
一般国道	382号	103.6	0.0
一般国道	383号	3.4	0.0
一般国道	384号	52.3	2.3
一般国道	444号	14.5	1.4
一般国道	497号	41.5	6.3
一般国道	498号	10.4	2.8
一般国道	499号	6.0	3.4
主要地方道	佐世保日野松浦線	2.8	0.9
主要地方道	大瀬戸西彼線	12.6	0.0
主要地方道	勝本石田線	2.8	0.0
主要地方道	郷ノ浦港線	3.1	0.0
主要地方道	福江荒川線	11.3	0.3
主要地方道	富江岐宿線	1.8	0.0
主要地方道	有川新角目線	2.5	0.0
主要地方道	長崎多良見線	3.4	0.7
主要地方道	長崎空港線	3.5	1.6
主要地方道	佐世保吉井松浦線	14.4	0.0
主要地方道	西彼太田和港線	7.3	0.0
主要地方道	東長崎長与線	1.5	1.4
主要地方道	若松白魚線	4.7	0.0
主要地方道	福江富江線	12.7	0.0
主要地方道	玉之浦大宝線	8.0	0.0
主要地方道	長崎南環状線	9.0	0.5
主要地方道	柚木三川内線	11.5	0.0
主要地方道	愛野島原線	2.3	1.6
主要地方道	上五島空港線	10.8	0.0
主要地方道	福江空港線	3.0	0.2
主要地方道	対馬空港線	0.8	0.0
主要地方道	壱岐空港線	2.6	0.0
合計		953.7	98.0

緊急輸送道路ネットワーク（2次）

道路種別	道路名称	延長	DID区間延長		道路種別	道路名称	延長	DID区間延長
一般国道	202号	16.2	0.0		一般県道	喜内瀬鍋串辻線	4.3	0.0
一般国道	207号	26.6	4.2		一般県道	鷹島肥前線	3.1	0.0
一般国道	251号	48.0	0.0		一般県道	長崎漁港村松線	0.9	0.0
一般国道	324号	3.0	0.0		一般県道	諫早外環状線	1.6	0.6
一般国道	383号	29.4	0.0		一般県道	雲仙千々石線	8.9	0.0
一般国道	384号	37.3	0.0		一般県道	加津佐停車場山口線	3.0	0.0
一般国道	389号	40.8	0.0		一般県道	雲仙神代線	2.3	0.0
一般国道	499号	21.1	0.6		一般県道	田結久山線	1.4	0.0
主要地方道	佐世保嬉野線	7.0	0.0		一般県道	松浦江迎線	7.5	0.0
主要地方道	川棚有田線	12.0	0.0		一般県道	佐世保世知原線	7.7	2.0
主要地方道	大村嬉野線	1.3	0.0		一般県道	鷹島線	6.8	0.0
主要地方道	佐世保日野松浦線	23.1	6.4		一般県道	小值賀循環線	3.1	0.0
主要地方道	崎戸大島線	6.3	0.0		一般県道	奈留島線	4.3	0.0
主要地方道	佐々鹿町江迎線	27.1	0.0		一般県道	湯ノ本芦辺線	10.2	0.0
主要地方道	平戸田平線	21.4	0.0		一般県道	大浦比田勝線	11.1	0.0
主要地方道	有川奈良尾線	21.0	0.0		一般県道	諫早多良岳線	0.4	0.0
主要地方道	勝本石田線	17.9	0.0		一般県道	瀬浦厳原港線	8.5	0.0
主要地方道	厳原豆酸美津島線	68.2	0.0		一般県道	小長井線	3.5	0.0
主要地方道	佐世保港線	0.4	0.5		一般県道	竹敷鶴知線	5.3	0.0
主要地方道	福江荒川線	5.6	0.0		一般県道	奥ノ平時津線	8.7	0.0
主要地方道	香焼江川線	6.4	3.3		一般県道	深堀三和線	1.4	0.0
主要地方道	小浜北有馬線	13.7	0.0		一般県道	志方江迎線	8.1	0.0
主要地方道	富江岐宿線	19.8	0.0		一般県道	唐崎岬線	2.2	0.0
主要地方道	有川新魚目線	9.1	0.0		一般県道	貝津岳浜ノ畔線	14.0	0.0
主要地方道	長崎多良見線	9.5	0.9		一般県道	寺島馬込港線	0.8	0.0
主要地方道	野母崎宿線	42.4	0.9		一般県道	小値賀空港線	1.8	0.0
主要地方道	大村貝津線	0.2	0.0		一般県道	伊王島香焼線	2.5	0.0
主要地方道	上対馬豊玉線	45.3	0.0		一般県道	大村外環状線	6.6	4.3
主要地方道	諫早飯盛線	9.9	1.9		その他の道路	東彼杵広域農道	4.4	
主要地方道	平戸生月線	6.6	0.0		その他の道路	島原半島広域農道	40.2	
主要地方道	棧原小茂田線	10.2	0.0		その他の道路	多良岳広域農道	44.1	
主要地方道	東長崎長与線	10.9	0.0		その他の道路	諫早湾干拓堤防道路	8.0	
主要地方道	雲仙西有家線	8.0	0.0		その他の道路	臨港道路	2.9	
主要地方道	木坂佐賀線	4.3	0.0		その他の道路	市道	9.8	
主要地方道	大島太田和線	2.6	0.0		合計		938.4	25.6
主要地方道	栗木吉井線	14.3	0.0					
主要地方道	有臺本諫早停車場線	0.5	0.0					
主要地方道	上県小鹿港線	13.2	0.0					
主要地方道	神ノ浦港長浦線	8.7	0.0					
主要地方道	郷ノ浦沼津勝本線	12.2	0.0					
主要地方道	獅子津吉線	4.2	0.0					
主要地方道	御厨田代江迎線	3.3	0.0					

※なお、耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、別途市町の耐震改修促進計画等に位置付ける「小中学校の通学路」とする。

緊急輸送道路ネットワーク図(長崎県)

